
特定用途送金に関するご留意事項

1. (特定用途送金)

特定用途送金とは、ことら送金サービスのうち、株式会社ことら（以下「ことら」といいます。）が別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となるアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と利用者の指定するアカウントとの間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします。）を指します。なお、本書に記載のない項目及び用語については、ことら送金サービスを利用する金融機関又は資金移動業者が定める「ことら送金サービス利用規定」に従うものとします。

2. (対象取引等)

寄付可能な用途/対象法人・団体の要件の詳細については、下記ファイルをご参照ください。なお、特定用途送金に用いる利用者が指定するアカウントは、ことら送金サービスを利用する金融機関又は資金移動業者が定める「ことら送金サービス利用規定」に定める要件を充足するものに限ります。

寄付可能な用途/対象法人・団体の要件：

https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_youken.pdf

3. (特定用途送金の機能)

特定用途送金においては、アカウント代替符号を利用した送金ができない場合があり、この場合はメッセージ機能をご利用いただけません。

4. (免責規定等)

特定用途送金を対象取引及び対象アカウント以外の取引に利用することにより、ことらに加盟する金融機関又は資金移動業者に損害が生じた場合、当該損害について、ことらは責任を負いません。

※ 対象取引の該当性については、対象アカウントの保有者にご確認ください。